平成２３年（フ）第２２８５号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字飛山池上15番地の139
債務者　松井　義人
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３０９号
名古屋市西区枇杷島５丁目28番21号
債務者　**舩**戸　惠子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４３２号
名古屋市名東区西山本通２丁目15番地　サンハウス西山６Ｃ号
債務者　境野　史恵
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５３号
兵庫県洲本市安乎町平安浦1695番地７
債務者　森　　孝子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第２８７号
北九州市門司区東新町１丁目９番29―206号
債務者　井上　康子（旧姓塚崎）
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７８３号
北九州市小倉北区黄金１丁目２番15―518号
債務者　東　　幸恵
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７９５号
北九州市小倉北区黄金１丁目４番９―503号
債務者　平井美保子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８００号
北九州市若松区高須南３丁目４番13―501号
債務者　小柳　浩一
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８０１号
北九州市若松区高須南３丁目４番13―501号
債務者　小柳いずみ（旧姓櫨元・粟村）
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８１１号
北九州市八幡西区藤田２丁目５番10―807号
債務者　杉光　節子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８１３号
福岡県中間市弥生１丁目５番２号
債務者　髙橋あけみ
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１３８号
青森県八戸市江陽４丁目２番28号　メゾンラフィットＡ202、前住所宮城県仙台市宮城野区新田１丁目３番24号　アーバンハイツ新田101
債務者　峯平　浩司
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１５５号
青森県八戸市大字尻内町字根市内矢沢２番地２
債務者　田村さとみ
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第３７２号
青森市大字幸畑字阿部野125番地13　メゾン・ビュウ102号
債務者　杉田　芳美
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５３号
青森県むつ市大曲１丁目10番２号　大曲コーポＡ―７
債務者　西山美理亜
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
青森県つがる市森田町上相野若緑63番地２森田若緑団地２号
債務者　八木橋美智子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１８６号
青森県弘前市大字浜の町東２丁目２番地７市営住宅１―１号
債務者　高橋　　透
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１１１４号
神戸市北区藤原台南町４丁目１番４―402号
債務者　高島由美子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部